

Q



『積立NISA』ができるみたいですが、今までのものと何が違うのですか？

A



非課税運用期間などが延長され、現行NISAに比べてより長期的に投資をすることが可能となりました。
ただし、現行NISAと併用することができないため、自分のニーズに合うものを選ぶ必要があります。

● 改正概要 ●

積立NISAの新設

減税

・毎年投資できる金額を**40万円に引き下げ**、その投資（運用）期間を**20年に延長**されます。

	現行NISA	積立NISA
対象となる金融商品	単発の金融商品、定期、定額の金融商品	あらかじめ締結した契約に基づき、定期・定額で投資（積み立て）を行うものに限定
	上場株式、公募株式投信、REITなど（積み立てNISAで購入できるものも含む）	バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド等
非課税対象	配当、分配金、譲渡益	配当、分配金、譲渡益
非課税運用期間	最長5年	最長20年
	（ただし、期間経過後に翌年の枠を使って保有し続けることは可能）	
毎年の非課税枠	平成26.27年：100万円	40万円
	平成28年以降：120万円	
最大非課税枠	600万円	800万円
投資可能期間	平成26年から平成35年	平成30年から平成49年

平成30年から平成49年までの各年において、暦年単位で選択適用

コラム：NISA口座の落とし穴！？



NISA口座内で株式を取得

NISA口座を相続

NISA口座内の株式を売却

親が株式 100万円取得→相続発生時の時価が 80万円に下落→子が 100万円で売却

①通常の株式の場合、相続時には親の取得価額である100万円で引き継ぐことになるため、売却時に譲渡損益は発生しません。

②NISA口座内の株式の場合、相続時にはその死亡時の時価である80万円で引き継ぐことになるため、売却時に20万円の譲渡益が発生します。

つまり、親が支出した元本が子の下に戻ってきただけであったとしても税金が発生してしまいます。

なお、子が売却したときに譲渡損が発生する場合においても、その他の口座との損益通算ができませんので、損切りとなってしまいます。